

令和5年10月1日から『インボイス制度』がスタートします。

シルバー人材センターは、一般家庭、民間企業、公共団体等から様々なお仕事を引き受け、登録された会員さんにお仕事を提供する団体であります。

センターが引き受けた仕事は、請負又は労働者派遣によって、会員さんにお仕事を提供し、会員さんは就労の対価として、報酬(①配分金)又は②賃金が支払われています。

①で支払われている報酬(配分金)は、個人事業主扱いとなるため、税法上における雑所得として扱われ、また配分金には消費税が含まれています。②の賃金については、労働者としての対価である給与所得となるため、所得税が課税されています。

但し、①で支払われている報酬(配分金)における雑所得については、公的年金が年間400万円以下で、配分金が年間75万円以下であれば確定申告は不要となり、また、消費税についても1,000万円以下の事業主は、納税義務が免除されています。

次に②で支払われている派遣労働者の賃金は、雇用労働者のため、給与所得であり、所得税法上の確定申告が必要となりますが、年収103万円以内であれば控除の範囲内に収まり、所得税はかかりませんので、差し引かれた所得税は、確定申告で還付されます。

さて、10月1日よりスタートするインボイス制度は、消費税の納税額を正しくするための新しい制度です。この制度により、センターで就労する①で支払われている報酬(配分金)に消費税が含まれており、本来であれば、会員さんは、国に申告をして納税しなければならないのですが、会員の皆様は、1,000万円以下の免税事業者に該当しますので、消費税相当額を納税する義務はありません。

インボイス制度が始まると、消費税に関する透明化「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入され、消費税に関する取扱いが変わり、国に番号を登録した人でないと、センターは、会員に支払った配分金に対する消費税相当額は、仕入控除が認められなくなるため、センターに多額の納税負担が生じることとなります。

センターでは、この新たな納税コストについては、発注者様に値上げ交渉を行うほか、業務の効率化を図り、会員の皆様の配分金に影響しないよう尽力いたしてまいります。



向こう1カ月の平均気温

残暑の秋

10月の平均気温も平年より高い状態が続きます



注意

1か月予報10月に入っても異例の残暑

気象庁は、この先の1か月予報を発表し、全国的に気温が平年より高い状態が続き、10月半ばにかけて厳しい残暑が続く見込みとのことです。

まだまだ、暑さ厳しい日が続きますが、水分補給などの熱中症対策に気を付けましょう。

互助会だ!

全員集合

文化祭シーズンの到来です。

互助会では、アルミ缶回収、模擬店の収益によって運営しています。

このたび、下記のとおり文化祭等の地域行事に参加いたしますので、皆様のご協力をお願いします。

互助会会長 加藤 孝夫

10月15日(日) たわらもと十六市 みたらし団子

10月28日(土) 三宅町文化祭 イカ焼き

11月4日(土) 田原本町文化祭 うどん・そば

11月5日(日) 川西町文化祭 うどん・そば

【ご参加下さい!】

左記の日程で、ご参加いただける方は、事務局の野木までご連絡ください!皆様のご参加をお待ちしております!

秋の全国交通安全運動

9月30日(土)は「全国事故死ゼロを目指す日」です

令和5年9月21日(木)~9月30日(土)



大切な **命**を守るためにも
交通ルールを守りましょう!!